

さくら市告示第 38 号

さくら市農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

令和 5 年 3 月 23 日

さくら市長 花塚 隆志

さくら市農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、市の農業の振興及び農産物の売上の向上を図るため、市内で農業を営み若しくは営もうとする者に対し、さくら市補助金等交付規則（平成 17 年さくら市規則第 57 号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成 17 年さくら市訓令第 40 号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内でさくら市農産物売上向上対策総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 経営耕地面積が 30 アール以上の規模で、かつ、前 1 年間における農業生産物の総販売額が 50 万円以上である者をいう。
- (2) 新規就農者 新たに農地を取得又は借り受けて就農する農業者であって当該就農した年度から起算して 5 箇年度を経過しない 65 歳未満の者をいう。
- (3) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項に規定する認定農業者をいう。
- (4) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。
- (5) 新規作物導入者 新たに振興作物の栽培を始める者をいう。
- (6) 規模拡大を図る者 既に作付けしている振興作物の作付面積を拡大しようとする者をいう。

- (7) 省エネ・再エネに取り組む者 既存のビニールハウスにおいてヒートポンプの使用等による省エネルギー対策や太陽光、風力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーを使用したボイラー等を導入しようとする者をいう。
- (8) 農業者で組織された団体 3親等以内の親族ではない振興作物又は作付転換奨励作物の生産者2人以上で構成された団体をいう。
- (9) 振興作物 いちご、春菊、ニラ、なす、たまねぎ、ねぎ、トマト、オクラ、アスパラガス、うど、花き、さつまいも、えだまめその他市長が認める作物をいう。
- (10) 作付転換奨励作物 麦、大豆、そば、飼料用作物（飼料用米及び飼料用稲を除く。）その他市長が認める作物をいう。
- (11) 種子・種苗 店舗、農業協同組合その他の販売店から購入する振興作物及び作付転換奨励作物の種子又は種苗をいう。
- (12) 農業用機械等 店舗、農業協同組合その他の販売店から購入する播種機、移植機、収穫機その他農業の用途に供する機械又は農作物の栽培に係る管理システム等の設備（運搬用自動車、パソコン、倉庫その他容易に農業の用途以外に供することが可能である機械又は冷暖房機等の設備を除く。）であって当該機械又は設備の購入金額（ただし、当該購入時に機械又は設備の下取り等があった場合は、当該下取り等の金額を控除した金額）が20万円以上のものをいう。
- (13) スマート農業用機械等 農林水産省によるスマート農業技術カタログに掲載されているものであって当該機械又は設備の金額が20万円以上のものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げるものとする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、農業用機械等導入支援事業及びスマート農業推進支援事業は、同一年度内にどちらか一方しか申請することができない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第7条 補助対象事業の実施期間は、令和5年度から令和6年度までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者(次条において「交付申請者」という。)は、農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 作付計画書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、規則第5条第1項の規定により当該申請に係る補助金の交付を決定したときは、農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)及び農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付決定指令書(様式第3号)により、当該交付の決定を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

(変更の承認)

第10条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の市長の承認を受けようとする場合は、農産物売上向上対策総合支援事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る変更を承認したときは、農産物売上向上対策総合支援事業変更承認通知書(様式第5号)及び農産物売上向上対策総合支援事業変更決定指令書(様式第6号)により、中止又は廃止を承認したときは農産物売上向上対策総合支援事業(中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により、当該承認を受けた交付決定者に通知するものとする。

3 規則第6条第1項第1号の市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の3割以内の減額とする。この場合において、第1項の規定は適用しないものとする。

(実績報告)

第 11 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、農産物売上向上対策総合支援事業実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて市長にその実績を報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告があったときは、規則第 16 条の規定により当該報告の内容の審査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは速やかに交付すべき補助金の額を確定し、農産物売上向上対策総合支援事業費補助金の額の確定通知書（様式第 9 号）及び農産物売上向上対策総合支援事業費補助金の額の確定指令書（様式第 10 号）により、当該報告をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第 13 条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付請求書（様式第 11 号）に次に掲げる書類を添えて市長に請求しなければならない。

- (1) 農産物売上向上対策総合支援事業費補助金交付決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（決定の取消し）

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により交付の決定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、農作物売上向上対策総合支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該取り消された交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合におい

て、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施状況報告等)

第 16 条 交付決定者は、当該補助対象事業の実施状況について、当該交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から 3 年の間、農作物売上向上対策総合支援事業実施状況報告書（様式第 13 号）により当該年度の翌年度の 4 月 15 日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、交付決定者が取り組む事業の内容、実施状況、成果等について市のホームページ等により公表することができる。

(帳簿の備付け)

第 17 条 交付決定者は、補助金の交付を受けたときは、補助対象事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該補助対象事業を実施した年度の翌年度から起算して 5 年を経過するまでの間において当該帳簿に記載した収入及び支出に係る証拠書類を保存するものとする。

(財産処分の制限)

第 18 条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分するため規則第 24 条第 1 項の承認を受けようとする交付決定者は、財産処分承認申請書（様式第 14 号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、財産処分承認通知書（様式第 15 号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

3 規則第 24 条第 1 項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数とする。

4 第 2 項の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

5 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、及びその効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 3 条—第 6 条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金額
振興作物推進支援事業	<p>1 新規就農者、認定新規就農者、新規作物導入者、規模拡大を図る者及び省エネ・再エネに取り組む者のうち個人であって次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市税を完納している者</p> <p>2 補助対象者が新規就農者である場合は、経営を開始した日から5年以内に補助金の交付を受けていない者</p> <p>3 補助対象者が認定新規就農者である場合は、認定期間内に補助金の交付を受けていない者</p>	振興作物の導入による収益性の高い農業生産構造への転換に必要な栽培管理用施設及び省エネルギー対策施設の整備費用	<p>1 補助対象者が認定新規就農者である場合は、補助率は70パーセントとし、補助金限度額は200万円とする。</p> <p>2 補助対象者が新規就農者及び新規作物導入者である場合は、補助率は50パーセントとし、補助金限度額は150万円とする。</p> <p>3 補助対象者が規模拡大を図る者である場合は、補助率は30パーセントとし、補助金限度額は100万円とする。</p> <p>4 補助対象者が省エネ・再エネに取り組む者である場合は、補助率は50パーセントとし、補助金限度額は100万円とする。</p>

<p>新規導入作物種子・種苗助成事業</p>	<p>農業者、新規就農者、新規認定就農者及び認定農業者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 第8条の規定による申請を行う年度（以下「申請年度」という。）以前に栽培したことがない振興作物及び作付転換奨励作物の種子・種苗を購入し、栽培及び販売を行う者であって当該振興作物及び作付転換奨励作物を3年以上作付けしようとする者</p> <p>(2) 市内に住所を有する者</p> <p>(3) 市税を完納している者</p>	<p>振興作物及び作付転換奨励作物の種子・種苗の購入費用</p>	<p>補助率は70パーセントとし、補助金限度額は20万円とする。</p>
<p>農業用機械等導入支援事業</p>	<p>1 農業者、新規就農者、認定農業</p>	<p>農業用機械等の購入費用</p>	<p>補助率は50パーセントとし、補助金限</p>

	<p>者、認定新規就農者及び農業者で組織された団体で、かつ、振興作物及び作付転換奨励作物を3年以上作付けしようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 農業用機械等を購入し、当該農業用機械等を農作物の栽培及び販売を行うために使用する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する者</p> <p>(3) 市税を完納している者</p> <p>(4) 国又は栃木県が行う農業の用途に供する機械等の購入費用の支援を対象とした補助金等を</p>		<p>度額は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 農業者、新規就農者及び認定農業者 100万円</p> <p>(2) 認定新規就農者 150万円</p> <p>(3) 農業者で組織された団体 200万円</p>
--	---	--	---

	<p>受けていない 者又は受ける 予定でない者</p> <p>(5) 申請年度 の前年度及び 同一申請年度 内に補助金の 交付を受けて いない者</p> <p>2 補助対象者が 新規就農者であ る場合は、経営 を開始した日か ら5年以内に補 助金の交付を受 けていない者</p> <p>3 補助対象者が 認定新規就農者 である場合は、認 定期間内に補助 金の交付を受け ていない者</p> <p>4 補助対象者が 農業者、認定農 業者（法人を除 く。）及び農業者 で組織された団 体である場合は、 次に該当するも のとする。</p> <p>(1) 申請年度</p>		
--	--	--	--

	<p>において露地栽培の振興作物の作付面積を30アール以上（施設栽培にあつては2アール以上）若しくは50パーセント以上の作付面積を拡大しようとする農業者又は認定農業者</p> <p>(2) 申請年度において露地栽培の振興作物の作付面積を30アール（施設栽培にあつては2アール）に構成人数を乗じた数以上若しくは構成員全員の作付面積を50パーセント以上拡大しようとする農業者で組織された団体</p>		
--	---	--	--

	<p>(3) 申請年度において作付転換奨励作物の作付面積を1ヘクタール以上若しくは50パーセント以上の作付面積を拡大しようとする農業者又は認定農業者</p> <p>(4) 申請年度において作付転換奨励作物の作付面積を1ヘクタールに構成人数を乗じた数以上若しくは構成員全員の作付面積を50パーセント以上の作付面積を拡大しようとする農業者で組織された団体</p> <p>5 補助対象者が農業者で組織された団体である場合は、当該農</p>		
--	--	--	--

	<p>業者で組織された団体の構成員の全員が第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しなければならない。</p>		
<p>スマート農業推進支援事業</p>	<p>1 認定新規就農者及び認定農業者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 振興作物、麦、大豆、そば、飼料用米、飼料用稲又は飼料用作物を対象とする機械又は設備を導入する者</p> <p>(2) 市内に住所を有する者</p> <p>(3) 市税を完納している者</p> <p>(4) 国又は栃木県が行う農業の用途に供する機械等の購入費用の支援を対象とし</p>	<p>スマート農業用機械等の購入費用</p>	<p>補助率は50パーセントとし、補助金限度額は200万円とする。</p>

	<p>た補助金等を受けていない者又は受ける予定でない者</p> <p>2 補助対象者が認定農業者である場合は、補助対象事業の実施年度の水田経営面積が10ヘクタール以上であって当該補助対象事業の実施年度の3年後までに振興作物、麦、大豆、そば、飼料用米、飼料用稲又は飼料用作物の作付面積を水田経営面積の2割以上拡大する者</p> <p>3 補助金の交付は、補助対象者につき1回を限度とする。</p>		
--	---	--	--